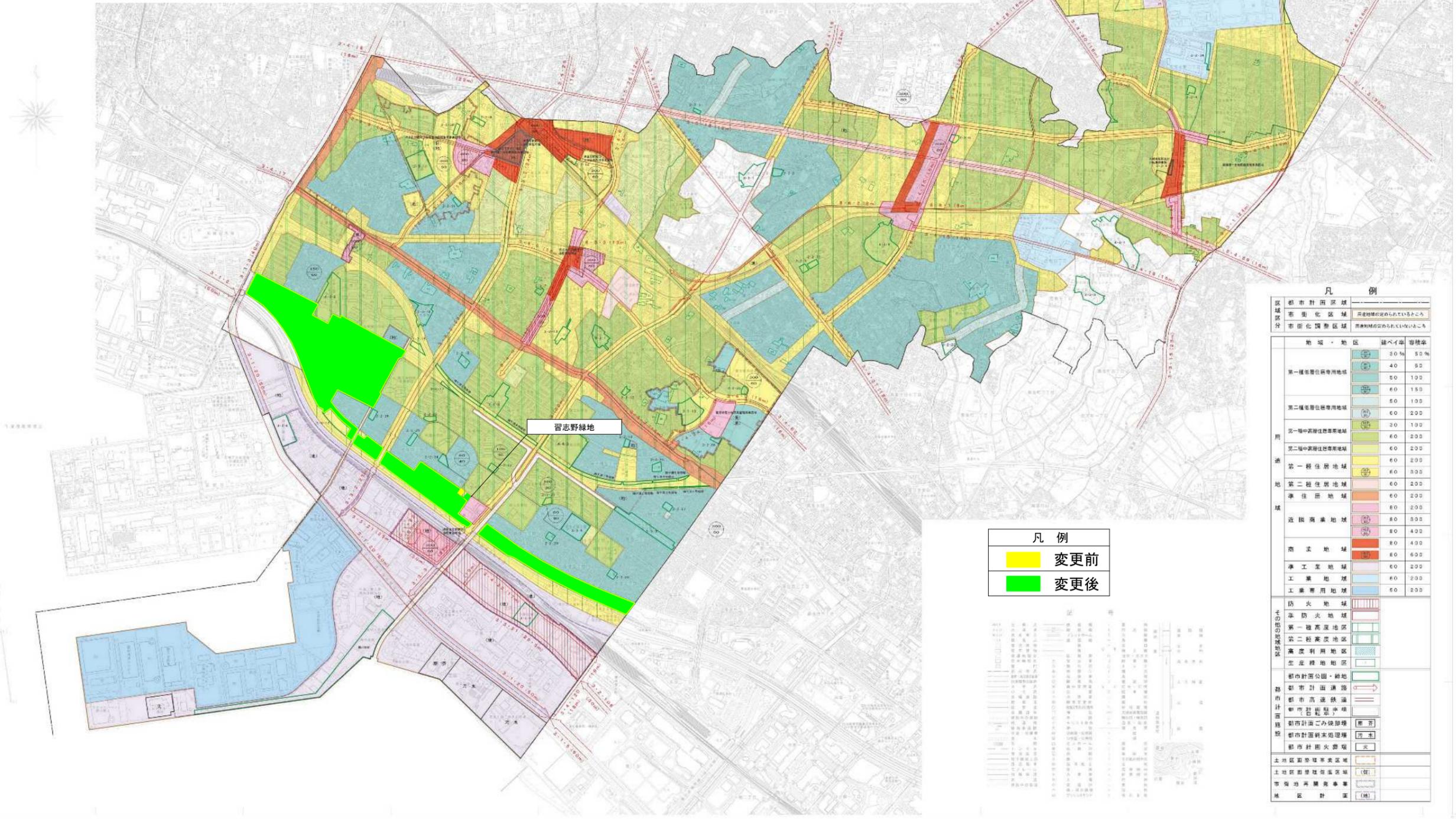
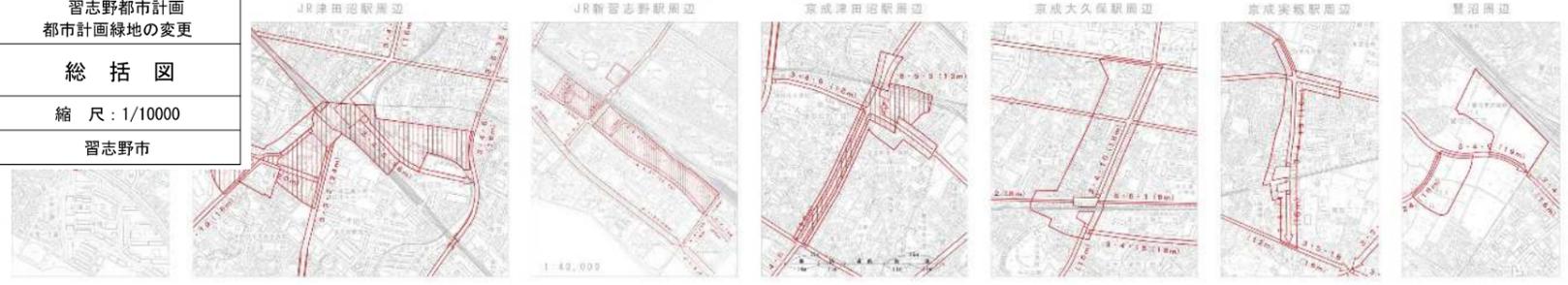


習志野都市計画図

都市計画課 令和6年12月15日

習志野都市計画
都市計画緑地の変更
総括図
縮尺：1/10000
習志野市



凡例

区域区分	説明
都市計画区域	都市計画の定められた区域
市変換区域	市変換の定められた区域
市変換調整区域	市変換調整の定められた区域

地域・地区	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	20%	50%
第二種低層住居専用地域	40%	50%
第三種低層住居専用地域	50%	100%
第一種中高層住居専用地域	60%	150%
第二種中高層住居専用地域	80%	100%
第三種中高層住居専用地域	60%	200%
第一種住居地域	30%	100%
第二種住居地域	60%	200%
準住居地域	60%	200%
近隣商業地域	60%	200%
商業地域	80%	400%
準工業地域	80%	600%
工業地域	60%	200%
工業専用地域	60%	200%

その他の地域	説明
防火地域	防火の定められた区域
準防火地域	準防火の定められた区域
第一種高度地区	第一種高度の定められた区域
第二種高度地区	第二種高度の定められた区域
高度利用地区	高度利用の定められた区域
生産緑地地区	生産緑地の定められた区域
都市計画公園・緑地	都市計画公園・緑地の定められた区域
都市計画道路	都市計画道路の定められた区域
都市計画鉄道	都市計画鉄道の定められた区域
都市計画バス	都市計画バスの定められた区域
都市計画二級道路	都市計画二級道路の定められた区域
都市計画幹線道路	都市計画幹線道路の定められた区域
都市計画防火線	都市計画防火線の定められた区域

土地用途	説明
土地用途調整区域	土地用途調整の定められた区域
土地用途調整調整区域	土地用途調整調整の定められた区域
市営地再開発事業	市営地再開発事業の定められた区域
地区計画	地区計画の定められた区域

凡例
変更前
変更後

注

1. 本図は、都市計画法第13条第1項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

2. 本図は、都市計画法第13条第2項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

3. 本図は、都市計画法第13条第3項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

4. 本図は、都市計画法第13条第4項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

5. 本図は、都市計画法第13条第5項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

6. 本図は、都市計画法第13条第6項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

7. 本図は、都市計画法第13条第7項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

8. 本図は、都市計画法第13条第8項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

9. 本図は、都市計画法第13条第9項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

10. 本図は、都市計画法第13条第10項の規定に基づき、都市計画決定されたものである。

習志野市役所

